
役 員 報 酬 及 び 費 用 弁 償 規 程

社会福祉法人聖啓会

第1条(目的)

- 1 この規程は、社会福祉法人聖啓会（以下「法人」という。）の理事及び監事（以下「役員」という。）及び評議員の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

第2条(役員・評議員報酬)

- 1 法人の役員・評議員に対して、活動の実態に応じた報酬を支給する。
理事長・・・1時間あたり8,000円 ただし月額50万円を上限とする。
その他の役員・評議員がこの規程に該当する場合には、評議員会の過半数をもって決定する。
- 2 役員・評議員が次の①から④に該当する場合には、それぞれに定める額の役員会手当を支給する。
 - ① 理事・評議員が定例の理事会・評議員会に出席した場合・・・1回あたり5,000円
この場合の定例の理事会・評議員会とは、予算承認・決算承認の年2回の理事会と年1回の決算承認の評議員会をいう。
監事が理事会・評議員会に出席した場合は理事と同額を支給する。
 - ② 理事・評議員が臨時の理事会・評議員会に出席した場合・・・1回あたり 5,000円
 - ③ 監事が決算監査を行った場合・・・1年度あたり10,000円
 - ④ 指導監査の立会い等、法人の要請により役員としての職務を行った場合
・・・その都度理事長が定める額

第3条(交通費)

- 1 役員・評議員が、理事会・評議員会その他の会議に出席した場合には、1回あたり1,000円の交通費を支給する。

第4条(費用弁償)

- 1 役員・評議員が、理事長の許可を得て、業務に関して出張をしたときその他一定の支出をしたときは、理事長の許可する額の実費を弁償する。

第5条(支給日)

- 1 役員・評議員に対する報酬及び実費の支払いにおける締め日・支給日は、職員の給与における締め日・支給日に準ずる。

第6条(兼務役員)

- 1 施設長等施設の職員（嘱託医を除く）を兼務する役員は、役員報酬以外に別に給与等の支払いがある時間分については、この規程に基づく報酬は支給しない。

附則

この規則は、平成23年6月2日から施行する。

この規則は、平成29年4月1日から施行する。